

記入方法と注意点

A 商品情報

- ・支援を受ける商品について、1商品1枚記入してください。
- ・1事業者が応募できる支援商品は3商品までです。
定番商品、中堅商品、新商品など使い分けをお願いします。
ただし、「特選阿波の逸品」に認定されている商品については、外数とします。
- ・既選定商品(変更なし)(変更あり)に関わらず、関係する全ての項目に記入をお願いします。
- ③ 製法のごこだわり、他商品との相違点などのアピールポイントを記載してください。(150文字以上)
- ・薬事法などの関係法令に違反しないように注意してください。
- ④ 支援商品に決定後、バイヤー等から照会があった時に参考数値として使用します。
|(ただし、卸価格をバイヤー等に提出する際は、その都度、事業者を確認します。)
- ⑭ ④⑤は8%の消費税込みの価格を記載ください。
- ⑩ 販売実績は平成25年1月～12月までの個数、販売額を記載してください。
- ⑮ 原材料の産地について、チェックをいれてください。一部徳島県産の材料を使用の場合は使用している材料名を記入してください。
- ※ 歴史的、文化的に徳島ならではのこだわり、ストーリー性等を記入してください。
- ⑯
- ※ 他社で製造する行程がある場合のみ記載してください。

B 事業所情報

- ・徳島県内に主たる事務所を置く事業者であることが条件です。
- ⑩ (公社)徳島県物産協会への加入は応募時の条件ではありません。但し、当該協会が主催する物産展等での商品販売等については原則、当該協会員が対象となっておりますので御留意ください。
※(公社)徳島県物産協会の年会費 …1万円

C 販路開拓への意欲

- ・当事業は、選定商品の販路拡大やPRを支援するものであり、徳島県が優良商品として選定商品の品質等を保証するものではありません。このため、選定商品に「阿波の逸品」マークを貼付することは禁止しております。
この事業趣旨を十分に御理解の上、御応募いただき、選定された後は積極的な各種支援事業に御参加ください。
- ① 既に自社又は小売店において販売(通信販売含む。インターネットオークションは除く。)している商品であることが条件です。
- ② 販路開拓を目指す地域の海外については、国名を記入してください。(複数可)
- ④ 販路開拓支援事業への参加は、どれか一つでも参加の意思があることが条件です。

D 製造関係

- ・最近、一部のホテルや食品メーカーが起こした法律違反事件や不適切な表示などにより、消費者の食品に対する信頼性が揺らいでいます。一つの商品の不適切な問題が、業界全体に与える影響は大きいものがありますので、食品の衛生問題・表示問題に関しては、常に細心の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ・製造委託の場合は、製造メーカーに問い合わせの上、記入し、必要書類をお取り寄せください。
- ・過去1年以内に実施した微生物検査の検査報告書の写しを添付してください。
- ・過剰包装の目安は、内容量が包装の2/3以上であることです。
- ・製造物責任保険会社名については、食品、非食品にかかわらず記入してください。

※誓約事項

- ・住所については、主たる事業所の所在地を記載ください。
- ・氏名については、代表者の役職・氏名を記載ください。

※商品写真・食品表示ラベル

応募商品の写真、食品表示ラベルを添付してください。

※使用原材料に占める徳島県産の内訳

徳島県産の原材料のみ記入し、その内訳も記入してください。

※担当者連絡先

県からの案内等については、こちらに記入していただいた担当者宛に原則メールでお送りします。